

事業所事務長 様
実務担当責任者 様

人事総務課長

健康保険「被扶養者資格の再確認」について

日頃より、人事総務課実務へご協力いただきありがとうございます。
協会けんぽでは、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しています。
つきましては、『健康保険被扶養者資格再確認調査票』を送付しますので対象職員への配付・回収をお願いいたします。なお、ご不明な点がございましたら、人事総務課までご連絡ください。

記

1. 送付書類

(1) 対象者リスト (配付用・提出用)

(2) 対象職員宛て封筒

封筒内 { ・『健康保険「被扶養者資格の再確認」の実施について』(説明文書)
・『健康保険被扶養者資格再確認調査票』
・『被扶養者現況申立書』(別居の場合のみ提出)

(3) 「被扶養者調書兼異動届(解除用)」、「回収不能届」※

※職員から申し出があった場合、必要書類をお渡しください。

2. 再確認の対象となる職員・被扶養者

再確認実施時点で現存する被扶養者(家族)を有する職員(対象者リスト参照)

※ただし、次に該当する場合は除きます。

- ・2024年4月1日時点において18歳未満の被扶養者
- ・扶養認定日が2024年4月1日以降の被扶養者
- ・提出期限までに社会保険を資格喪失する職員

3. 提出期限

(1) 対象職員が事業所に提出する期限

2024年10月25日(金)

(2) 事業所が人事総務課に提出する期限

2024年11月 1日(金)

※被扶養者(家族)に増減等がある場合、期限に関わらず、至急提出をお願いします。
(扶養手当支給対象家族に増減がある場合は、給与支給に関わるため、
速やかに申請用紙(組合様式8)にて扶養手当変更申請の届け出をお願いします)

4. 提出にあたって(お願い)

記入もれ・押印もれがないこと、被扶養者要件を満たしていること、必要書類の添付があること(別居している方および海外に在住している方については、被扶養者の要件を満たしていることが確認できる書類等)を確認してください。

人事総務課への提出時は、『健康保険被扶養者資格再確認調査票』右上の提出 No. 順(健康保険被保険者番号順)に並べて提出をお願いします。(提出用 対象者リスト)

同居の場合で『被扶養者現況申立書』が提出された場合も、人事総務課へ提出してください。

大規模事業所においては、書類が全て整うのを待たずに、ある程度整った段階で一度提出してください。

以上

【連絡先】人事総務課 Tel(086)444-4321 担当: 藤井(内線: 115)